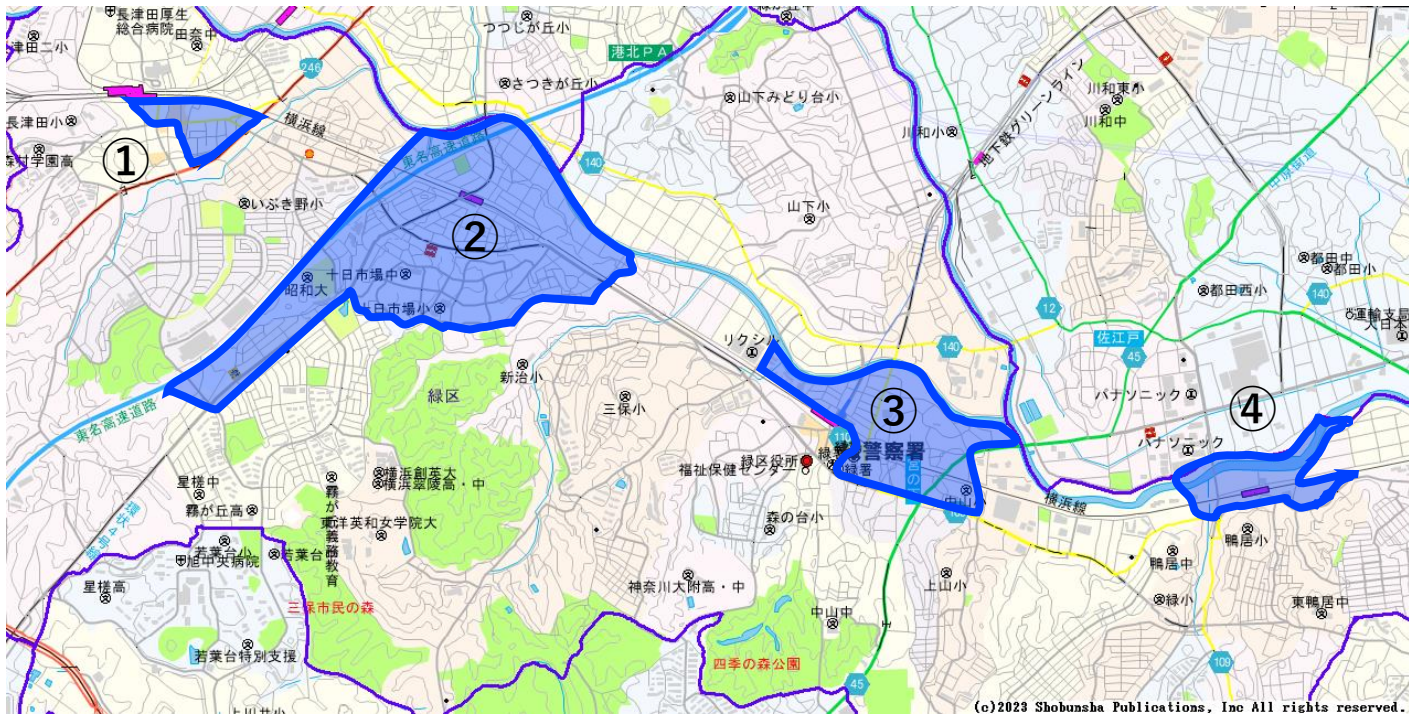


令和6年自転車指導啓発重点地区

【緑警察署】



(c)2023 Shobunsha Publications, Inc All rights reserved.

この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

① 長津田5・6丁目

【選定理由】

- ・ J R 横浜線長津田駅周辺であり、通勤・通学、買物等での自転車利用者が多く、歩道通行や並進する自転車も多いため。
- ・ 自転車関連人身事故が多発傾向（令和5年中7件）

② 十日市場町

【選定理由】

- ・ J R 横浜線十日市場駅周辺であり、通勤・通学、買物等での自転車利用者が多いため。
- ・ 自転車関連人身事故が多発（令和5年中12件）

③ 中山1～4丁目

【選定理由】

- ・ J R 横浜線中山駅及び踏切があり、自転車利用者のルール違反やマナーについての要望が多いため。
- ・ 自転車関連人身事故が多発（令和5年中13件）

④ 鴨居1丁目

【選定理由】

- ・ 自転車関連事故の発生は少ないが、JR横浜線鴨居駅周辺であり、自転車利用者が多く取締り要望が多いため。
- ・ 自転車関連人身事故（令和5年中2件）

①～④の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- 歩道での歩行者妨害等
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 一時不停止

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りにすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。